

函 福 管

令和6年(2024年)10月10日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件等の取下げについて
- 2 通知書等の誤配による個人情報の漏えいについて

(保健福祉部指導監査課)

(保健福祉部障がい保健福祉課)

指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件等の取下げについて

1 事件名

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件
- (2) 仮の差止めの申立事件

2 原告および被告人

函館市内に所在する居宅介護支援事業者

3 訴訟の経過

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件
 - ・函館地方裁判所に訴訟の提起 令和5年（2023年）10月6日
- (2) 仮の差止めの申立事件
 - ・函館地方裁判所に仮の差止めの申立 令和5年10月6日
 - ・函館地方裁判所が申立却下決定 令和5年11月2日
 - ・札幌高等裁判所に抗告 令和5年11月10日

4 取下げに至る経過

令和5年12月12日付けで市が応訴した1の事件のうち、1の(1)については、原告に対する行政処分に係る聴聞の結果を踏まえ、市が当初予定していた処分内容を変更したことを受け、原告から令和6年（2024年）9月17日付けで訴えの取下書が函館地方裁判所に提出されたことから、市はこれに同意した。

また、1の(2)については、同日付けで被告人から抗告の取下書が札幌高等裁判所に提出され、函館地方裁判所による申立却下決定が確定した。

通知書等の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和6年9月27日（金）付けで発送した自立支援医療（精神通院）支給認定通知書および自立支援医療受給者証（以下「通知書等」という。）について、10月1日（火）に配達先の市民からの連絡により、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明し、同日、市担当職員が当該市民宅を訪問し、通知書等を回収した。

通知書等は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

(1) 誤配のあった通知書等の件数 1件（通知対象者1名）

(2) 通知書等に記載の個人情報

- ・ 自立支援医療（精神通院）支給認定通知書
氏名
- ・ 自立支援医療受給者証
受給者番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、健康保険情報（被保険者証の記号および番号、保険者名）、指定自立支援医療機関情報（病院、薬局）

2 原因

通知対象者と誤配先の住所が同一の番地であったことから、配達の際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者を確認した。

3 本市の対応

10月2日（水）、市担当職員と郵便事業者が通知対象者宅を訪問し、郵便事業者からは経過の説明および謝罪を行い、市からは通知書等を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、本年7月に類似の事案が発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。